

泉南市自治基本条例(中間まとめ案)

前文

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 基本原則(第4条~第6条)

第3章 市民の権利と責務(第7条~第10条)

第4章 まちを創る市民(第11条)

第5章 まちを創る仕組み(第12条~第17条)

第6章 まちを創るための議会(第18条~第20条)

第7章 まちを創るための行政(第21条~第29条)

第8章 連携と交流(第30条~第34条)

第9章 実効性の確保(第35条・第36条)

(前文)

泉州地域は、実り豊かな和泉山脈と光り輝く茅渟の海に囲まれ、豊かな自然と良好な環境を地域で共有してきました。泉南市は、その恵みを楽しみ四季折々の伝統行事を育み多くの人々に愛されると同時に、対岸に国際拠点となる関西国際空港を望み、人、モノ、情報の交流拠点として、現在までその歩みを進めてきました。

先人から受け継がれてきた自然と伝統、そして日本国の玄関口にふさわしい臨空都市としての発展は、私たちの誇りです。私たち、泉南の市民、市議会及び市はこれらを、次世代を担うこどもたちへ「誇り」とともに確実に継承するため、将来にわたって魅力あるまちを創造していかなければなりません。

また、地方分権の進展に伴い、市民自らが地域課題に取り組むことを基本とする「補完性の原則」、共に力を合わせて広く公共の領域を担う「新しい公共」、そして多様な主体により活力ある地域社会を創造する「市民自治の確立」など、時代にふさわしい自治への取り組みを進めていかなければなりません。

私たちは、地方分権社会の到来を新たな飛躍の機会と捉え、まちづくりの主体としてそれぞれの役割を尊重し、協働することにより、まちづくりの主体として魅力あるまちの創造に取り組むとともに、市民一人ひとりが自主性および自立性を高めながら地域の絆を再生し、将来を見据えた視点で行動することにより、市民自治の実現をめざします。

私たちは、日本国憲法及び地方自治法に掲げる地方自治の本旨を実現するため、泉南市の最高規範として、ここに泉南市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた理念に則り、泉南市における市民自治の基本原則、市民の権利と責務、市の役割と責務並びにまちづくりの仕組みを定めることによって、個性豊かで魅力あるまちの創造をめざすとともに、市民の主体性と協働によるまちづくりを推進し、自主、自立した自治体にふさわしい市民自治の実現を図ることを目的とします。

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市民自治及びまちづくりに関する基本的な原則を定めた最高規範であり、市民及び市はこの条例を最大限に尊重し、誠実に遵守するものとします。

2 市は、他の条例、規則等を解釈し、又は制定改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとします。

3 市は、他の条例、規則、規定、計画等についてこの条例を頂点とした法的な体系化を図るよう努めます。

(基本となる用語)

第3条 この条例で使用する基本となる用語は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 市民

泉南市内に居住する人、在勤又は在学する人、市内で事業又は活動を行う法人、団体及び組織をいいます。

(2) 市

市議会及び市の執行機関を含めた普通地方公共団体をいいます。

(3) まちづくり

市民自治の確立のために行われるすべての公共的な活動をいいます。

(4) コミュニティー

一定の地域と人と人とのつながりを基盤として、自主的にさまざまな地域課題への取り組みを進めている団体、及び知縁や不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを共通目的として、積極的に活動を展開している組織を合わせていいます。

(5) 参画

市民が、まちづくりに関する企画立案、実施及び評価の各段階において主体的に関与し、取り組むことをいいます。

(6) 協働

市民と市、又は市民と市民が、それぞれの責任と役割分担を認識し、互いの特性を尊重しながら、連携・協力して地域社会の共通課題の解決に取り組むことをいいます。

第2章 基本原則

(市民自治の原則)

第4条 市民及び市は、互いに自主性を尊重しあい、市民の参画を得て市民の意思と責任に基づき、様々な地域課題に取り組むことを原則とします。

(情報共有の原則)

第5条 市民及び市は、各々が保有する情報が共有財産であることを認識し、互いに共有し、まちづくりに活用することを原則とします。

(参画と協働の原則)

第6条 市民及び市は、多様な主体によるまちづくりを推進するため、それぞれの役割と責務に基づいて参画し、協働することを原則とします。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第7条 市民は、国籍、性別、年齢等に関わらず、平等にまちづくりに参画する権利及び参画しない権利を有します。但し、参加、不参加に関わらず差別的な取り扱いを受けるものではありません。

2 市民は、市政に関するすべてのことを知る権利を有します。

3 市民は、良好な環境で暮らす権利を有します。

4 市民は、活動に関して自主性、自立性が尊重される権利を有します。

5 市民は、行政サービスを受ける権利を有します。

(こどもの権利保障)

第8条 市は、こどもがまちづくりに関する意見を表明、表現することができる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第9条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければなりません。

2 市民は、まちづくりの主体としての多様性を認め、すべての人権を守るとともに弱者や環境に配慮するよう努めなくてはなりません。

3 市民は、まちづくりを通じて良好な環境を次世代へ引き継がなければなりません。

4 市民は、まちづくりへ参画するにあたって自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければなりません。

5 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければなりません。

6 市民は、第7条第1項から第5項に定める権利の行使にあたっては濫用することなく、常に公共の福祉に配慮するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、市民として責務を遵守することと併せ、社会的な責任を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るとともに、まちづくり

の推進に寄与するよう努めなければなりません。

- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境と生活環境に配慮するよう努めなければなりません。

第4章 まちを創る市民

(コミュニティ活動)

第11条 市民は、コミュニティが地域の意思を反映し、まちづくりを多様に支える重要な主体であることを認識し、その活動を尊重するとともに積極的に参画するよう努めます。

- 2 コミュニティ活動に参画している市民は、コミュニティが新たな公共を担う主体となることを自覚し、新たな人材の育成とともに、参画しやすい、開かれた体制づくりに努めます。
- 3 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、協働して地域の共通課題の解決に取り組むとともに、コミュニティをまちづくりの主体として守り育てるよう必要な支援に努めなければなりません。

第5章 まちを創る仕組み

(情報の公開・提供)

第12条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに市政に対する理解と信頼を深めるため、市の保有する情報を公開し、多様な媒体を活用して積極的に提供することにより情報の共有に努めます。

- 2 市民は、あらゆる機会を通じて市民同士の情報共有に努め、共有した情報を有効活用し積極的にまちづくりに活かすよう努めます。
- 3 情報の公開について必要な事項は別に定めます。

(個人情報の保護)

第13条 市は、情報共有の推進にあたり、市の保有する個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利を保障するため、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講じます。

- 2 個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項は別に定めます。

(意見公聴制度)

第14条 市の執行機関は、政策形成過程における市民参画機会を創出するとともに市政の透明性と公平性の向上を図るため、市政に関する重要な事項について事前に案を公表し、広く市民から意見を公募します。(以下「パブリックコメント制度」といいます。)

- 2 市の執行機関は、提出された市民の意見を十分に考慮して意思決定を行い、提出された意見に対する考え方を明確にして、結果と理由を公表しなければなりません。
- 3 パブリックコメント制度について、必要な事項は別に定めます。

（審議会等への参画）

第15条 市の執行機関は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として全部又は一部を公募により選任するよう努めます。但し、公募に適さないなど正当な理由がある場合はこの限りではありません。

2 市の執行機関は、委員の構成について男女の均衡、年齢構成、地域、国籍及び他の委員との重複に配慮しなければなりません。

（市民からの提言）

第16条 市の執行機関は、市民から意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係を調査し、わかりやすく誠実に応答するとともに、これを市への提言と捉えこれからのまちづくりへ繋げていきます。

（住民投票）

第17条 住民は、市政に関する重要事項について広く住民の意思を確認するため、地方自治法の規定に基づき、当該事項にかかる住民投票の実施に関する条例の制定について市長へ請求することができます。

2 市議会及び市長は、市政に関する重要事項について、直接住民へ意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を発議することができます。

3 市長は、第1項の請求において、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票の実施に関する請求があったときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければなりません。

4 住民投票の実施について必要な事項は別に定めます。但し、住民投票の投票資格を定める場合は、未成年者及び定住外国人に配慮しなければなりません。

5 市民及び市は、住民投票の結果を最大限尊重しなければなりません。

第6章 まちを創るための議会

（市議会の役割）

第18条 市議会は、市民の信頼に基づく負託に応え、市の意思決定機関として、市の重要事項を議決します。

2 市議会は、市の執行機関について、市政運営を監視しけん制する機能を有します。

（市議会の責務）

第19条 市議会は、積極的に情報を提供することにより市民との情報共有を図り、市民への説明責任を果たすよう努めなければなりません。

2 市議会は、議会への市民参画を推進し、市議会の活性化を図るとともに開かれた議会運営に努めなければなりません。

3 市議会は、政策立案や政策提言に関する機能を強化し、その活用に努めなければなりません。

(議員の責務)

第20条 議員は、公正かつ誠実に責務を遂行することにより、市民への説明責任を果たすよう努めなければなりません。

2 議員は、市民との対話を心がけ、積極的に市民の意向把握や意見交換を行い、開かれた議会をめざさなくてはなりません。

3 議員は、自らの役割を深く自覚して、市民全体の利益を優先して行動し政治倫理の確立と自己研鑽に努めなければなりません。

第7章 まちを創るための行政

(市長の役割)

第21条 市長は、市民の信頼に基づく負託に応え、市政の代表者としてリーダーシップを発揮し、まちづくりのビジョンを示します。

2 市長は、市民参画と協働によるまちづくりを進め、市民福祉の向上をめざします。

3 市長は、経営感覚をもって効率的かつ効果的に市政を運営します。

(市長の責務)

第22条 市長は、まちづくりのビジョンを実現するため、俯瞰的に実情を把握し、総合的な市政運営に努めなければなりません。

2 市長は、市民福祉の向上を図るため、市民の視点に立って市民の参画を推進し、協働によるまちづくりの実現に努めなければなりません。

3 市長は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、経営者の視点に立って柔軟で機能的な組織づくりを行うとともに、職員の指揮監督に努めなければなりません。

(職員の責務)

第23条 職員は、全体の奉仕者として社会情勢や行政需要に的確に対応し、最少の経費で最大の効果をあげるため、市民の視点に立って公正、誠実に、かつ創意をもって政策課題に取り組まなければなりません。

2 職員は、市民との信頼関係を築き、積極的に協働して地域課題に取り組み、説明責任を果たさなければなりません。

3 職員は、その専門性と政策能力の向上をめざし熱意をもって自己研鑽に励むとともに、職務についても不断の改善に努めなければなりません。

(総合計画)

第24条 市の執行機関は、市の将来の姿を明らかにし、政策資源を有効に活用して市政を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て、めざすべき将来像を定める基本構想及び構想を実現するための基本計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市の執行機関が行う政策等は原則としてこれに基づかなければなりません。

（政策法務）

第25条 市の執行機関は、市民のニーズや地域課題を的確に把握し、地域の実情に応じた効果的な政策を展開するため、法令等の自主的な解釈、運用に努めるとともに、積極的に条例等の制定に取り組みます。

（財務）

第26条 市の執行機関は、最少の経費で最大の効果をあげるよう総合計画等を踏まえて予算を編成し、効率的かつ効果的に執行することにより健全な行財政運営に努めます。

2 市の執行機関は、自主財源の確保に努めるとともに、中長期的な視点に立って財政基盤の強化を図ります。

（危機管理）

第27条 市の執行機関は、市民の安全を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、緊急事態に適切かつ迅速な対応ができる危機管理体制を整えるとともに、市民の自助、共助に関する活動を支援します。

（行政手続き）

第28条 市の執行機関は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益を保護するため、適正な行政手続きの確保に努めます。

2 行政手続きについて必要な事項は別に定めます。

（説明責任）

第29条 市の執行機関は、政策等の企画立案、実施及び決定の各過程における状況と効果について、市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。

第8章 連携と交流

（国及び大阪府との連携）

第30条 市は、国及び大阪府と対等、協力の関係にあることを踏まえ、互いの役割を認識し、役割分担に基づき連携・協力して自主、自立したまちづくりを進めます。

（他の自治体等との連携）

第31条 市は、他の自治体及び関係機関と積極的な情報交換と相互理解を図り、連携・協力して、広域的な共通課題の解決やまちづくりに取り組みます。

（関西国際空港との連携）

第32条 市は、関西国際空港が国際拠点空港として発展するよう支援するとともに、情報の共有化を図り、連携・協力して世界の人、モノ、情報の交流拠点となる臨空都市にふさわしいまちづくりを進めます。

（市外の人々との交流）

第33条 市民及び市は、あらゆる分野における活動を通じて、市外の人々と交流し、その人々の知恵や提言をまちづくりに活用するよう努めます。

2 市は、寄付を通じて泉南市を応援してくれる市外の人々の思いをまちづくりに活用するよう努めます。

(国際交流)

第34条 市民及び市は、これからのまちづくりにおいて国際社会との関係や国際的な視点が重要であることを認識し、関西国際空港の臨空都市として積極的に国際交流を促進するよう努めます。

第9章 実効性の確保

(条例の推進)

第35条 市は、この条例の目的を達成するため、条例を推進する体制を整備することにより、一層の実行性の確保に努めなければなりません。

(条例の見直し)

第36条 市は、社会情勢や地域社会の状況を勘案し、この条例についておおむね4年ごとに見直しを行い、改正する必要が生じた場合は速やかに改正し、実効性を確保するよう努めなければなりません。

2 市民及び市は、常に条例の実効性を確保することにより、この条例を将来にわたって育てていかなければなりません。

付 則

この条例は、平成24年10月1日から施行します。